

議案第57号

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表働く女性の家の部料理実習室の項の次に次のように加える。

多目的室	940円	1,410円
------	------	--------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。